

参考資料

1	各種法令等による「青少年」の呼称及び年齢区分	75
2	大分県青少年健全育成審議会委員名簿	76
3	大分県青少年健全育成基本計画の策定経過	77
4	大分県青少年行政推進体制図	78
5	青少年の健全な育成に関する条例及び施行規則	79



令和元年度「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

各種法令等による「青少年」の呼称及び年齢区分

法律等の名称	呼称等	年齢区分	
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者	
少年法	少年	20歳未満の者	
刑法	刑事責任年齢	満14歳	
児童福祉法	児童	乳児	1歳未満の者
		幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
		少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者	
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
	学齢生徒	小学校の、義務教育学校の前期又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
民法	未成年	20歳未満の者(2022年4月1日以降は、18歳未満の者)	
	婚姻適齢	男18歳、女16歳 (未成年者は、父母の同意を得なければならない。) ※2022年4月1日以降は男女ともに18歳	
労働基準法	年少者	18歳未満の者	
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者	
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない(法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針(平成28年1月厚生労働省)において規定。)	
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者	
	幼児	6歳未満の者	
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者	
	中型免許を与えない者	20歳未満の者	
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者	
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者	
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者	
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者	
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者	
大分県「青少年の健全な育成に関する条例」	青少年	18歳未満の者(他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く。)	
子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱	子ども	乳幼児期、学童期及び思春期の者(おおむね18歳までの者)	
	若者	思春期、青年期の者(中学生からおおむね30歳未満までの者。施策によっては40歳未満までの者)	
	青少年	乳幼児期から青年期までの者(おおむね30歳未満までの者)	

大分県青少年健全育成審議会 委員名簿

令和3年3月1日現在

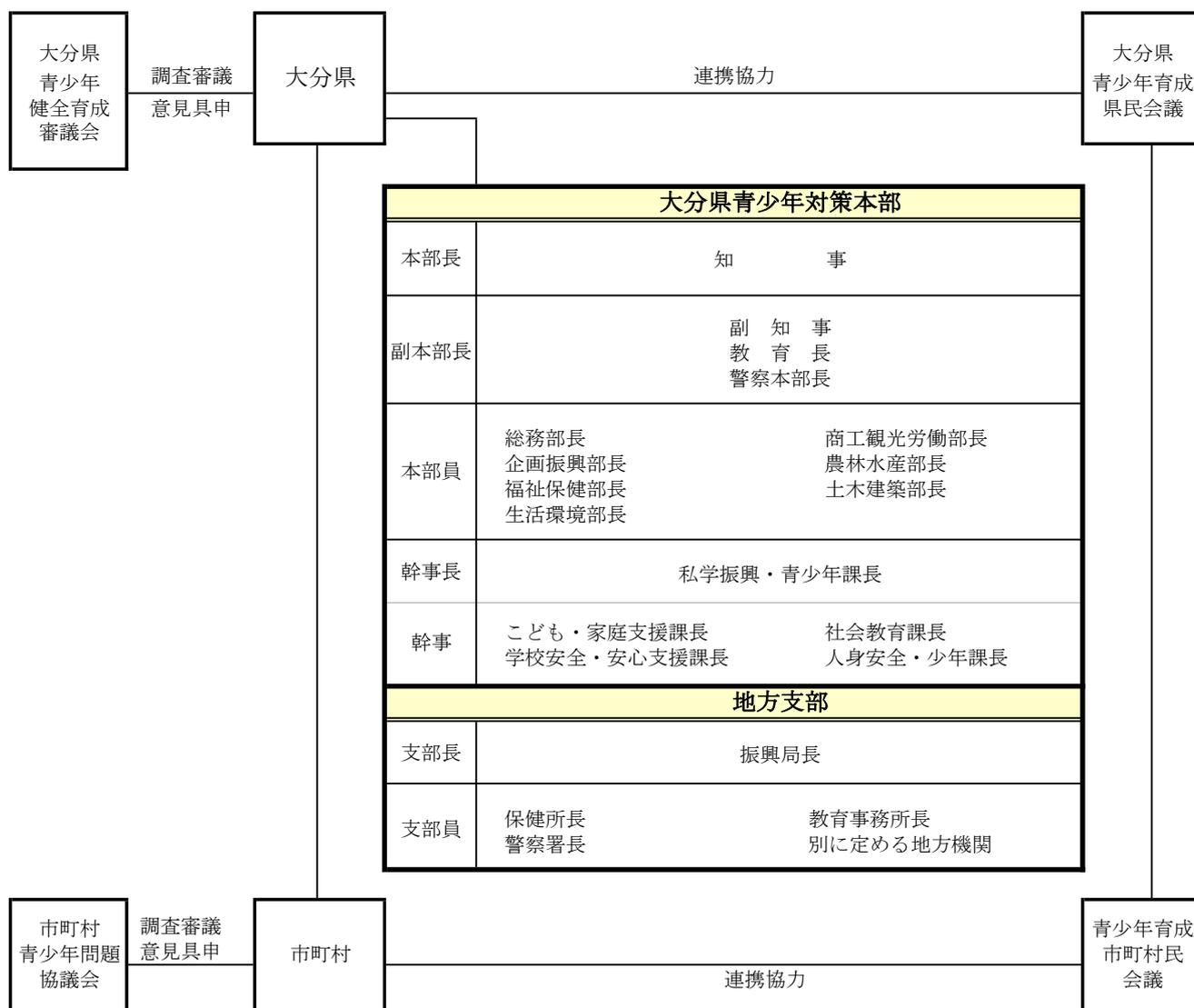
(五十音順、敬称略)

	役 職 (所属団体)	氏 名	備考
1	大分県PTA連合会会長	池部 英明	
2	大分県商工会青年部連合会会長	市原 豪	
3	大分県保護司会連合会保護司	岩崎 蓉子	
4	弁護士法人アゴラ弁護士	上野 貴士	
5	大分県少年警察ボランティア協会会長	内田日出男	
6	大分大学高等教育開発センター教授	岡田 正彦	会長
7	フリースクールハートフルウェーブ代表	佐伯和可子	
8	別府大学教授	佐藤 敬子	副会長
9	株式会社日本政策投資銀行大分事務所副調査役	佐野真紀子	
10	大分県更生保護女性連盟会長	芝野 聖美	
11	大分合同新聞社報道部長	首藤 康	
12	大分県社会福祉士会	中村 愛	
13	大分県書店商業組合副理事長	樋口 純一	
14	大分県立学校長協会会長	姫野 秀樹	
15	大分県民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会代表	松田 政隆	
16	F P ハートサポート株式会社代表取締役、大分県倫理法人会	本村 恵	
17	大分県青少年団体連絡協議会副会長	森崎 澄江	
18	大分県高等学校PTA連合会副会長	森重なるみ	
19	大分県公認心理師協会理事	米倉ゆかり	
20	公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所副所長	渡辺 律子	

大分県青少年健全育成基本計画改訂の経過

開催日時	内 容
令和2年4月8日	第1回青少年対策本部 幹事会 (計画改訂の概要説明)
6月30日	第2回青少年対策本部 幹事会 (計画施策実績の検証、計画の改訂方針、骨子案等協議)
8月4日	第1回大分県青少年健全育成審議会 (計画施策実績の検証、計画の改訂方針、骨子案等協議)
9月24日	大分県議会 福祉保健生活環境委員会 (計画の改訂方針、骨子案等の報告)
11月4日	第3回青少年対策本部 幹事会 (計画の素案等協議)
11月26日	第2回大分県青少年健全育成審議会 (計画の素案協議)
12月7日	計画素案に対する県民意見募集実施(～2月5日)
令和3年2月19日	第4回青少年対策本部 幹事会 (計画案の報告)
2月26日	第3回大分県青少年健全育成審議会 (計画案の報告)
3月1日	計画素案に対する県民意見募集結果公表 (5名・10件)
3月22日	大分県議会 福祉保健生活環境委員会 (計画案の報告)
3月 末	計画～改訂版～の決定・公表

大分県青少年行政推進体制図



青少年の健全な育成に関する条例
青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号）

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 青少年の健全な育成に関する施策（第12条—第16条）
- 第3章 青少年の健全な育成のための環境の整備（第17条—第43条の2）
- 第4章 大分県青少年健全育成審議会（第44条）
- 第5章 雑則（第45条・第46条）
- 第6章 罰則（第47条—第49条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の大綱を定めるとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 青少年は、良好な環境の中で、社会的に自立した個人として心身ともに健やかに成長するように配慮されなければならない。

2 青少年の健全な育成については、家庭、地域、学校、職場等のすべての構成員が、それぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 18歳未満の者（他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く。）をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、雇用主、児童福祉施設の長、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- 三 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。
- 四 深夜 午後11時から翌日の午前4時までをいう。
- 五 凶書等 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他これらに類するものをいう。
- 六 がん具類等 がん具類、刃物及び器具類をいう。

七 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

（県民の責務）

第4条 すべて県民は、青少年が健全に育成されるように努め、これを害するおそれのある行為から青少年を保護しなければならない。

（保護者等の責務）

第5条 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを自覚して、青少年を監護し、及び教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、青少年の健全な育成に努めなければならない。

（地域住民の責務）

第6条 地域社会において、住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

（学校、職場等の関係者の責務）

第7条 学校、職場等において青少年の育成に携わる者は、互いに連携し、その職務又は活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、県及び市町村が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、その事業活動により青少年の健全な成長を害しないように努めなければならない。

（青少年の責務）

第9条 青少年は、常に社会の構成員としての自覚と責任をもつて行動するとともに、社会的に自立した個人として成長するように努めなければならない。

（県の責務）

第10条 県は、行政のすべての分野において、青少年の健全な育成に関する施策を積極的に推進する責務を有する。

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策の推進に当たっては、国、市町村その他関係機関と連携し、及び協力して取り組むものとする。

（条例の解釈適用）

第11条 この条例は、青少年の保護と健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第2章 青少年の健全な育成に関する施策

(施策の基本等)

第12条 県は、行政の全ての分野において、青少年の健全な育成に関し、次に掲げる施策を総合的に調整し、計画的に推進するものとする。

- 一 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の育成に携わる指導者の養成及び確保
- 三 青少年の活動の場としての文化施設、スポーツ施設その他の施設の整備
- 四 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の非行の防止
- 五 青少年の健全な育成に関する相談の実施
- 六 青少年の健全な育成に関する調査研究及び情報の提供

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策を推進するに当たり、前項に掲げる施策に係る総合的な基本計画を策定し、これを公表するものとする。

3 基本計画は、国の行う青少年の健全な育成に関する施策との調和を保つとともに、市町村の行う青少年の健全な育成に関する施策及び関係機関の活動の実態を考慮して策定するものとする。

(顕彰)

第13条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げるものを顕彰することができる。

- 一 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの
- 二 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの

(優良興行等の推奨)

第14条 知事は、興行又は図書等の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

2 知事は、前項の推奨をしようとするときは、あらかじめ大分県青少年健全育成審議会（以下この条において「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、審議会の意見を聞かないで前項の推奨をすることができる。

3 知事は、前項ただし書の規定により推奨をしたときは、速やかに審議会にその旨を報告しなければならない。

4 知事は、第1項の推奨をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(家庭の日)

第15条 県民が青少年の健全な育成に関し家庭の果たす役割についての理解を深める日として、毎月第三日曜日を家庭の日とする。

(青少年の日)

第16条 県民が協力して青少年の健全な育成に関する活動を行う日として、毎月第三金曜日を青少年の日とする。

第3章 青少年の健全な育成のための環境の整備

(深夜外出の制限)

第17条 保護者は、特別の事情のある場合のほか、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受けないで、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 深夜において営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(質受けの制限)

第18条 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、若しくは同意を得たと認められる場合又は真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(古物買受け等の制限)

第19条 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商又は金属くずの売買若しくは交換を業とする者は、青少年から物品を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換（交換の委託を受けることを含む。）をしてはならない。この場合において、前条ただし書の規定を準用する。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第20条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

- 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
 - 二 著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがあるもの
 - 三 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 2 知事は、興行の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行の内容の全部又は一部を有害興行に指定することができる。
- 3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の指定について準用する。
- 4 興行場経営者又は興行を主催する者は、第2項の規定により指定された有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、指定があつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を、その興行を行う期間掲示し、その興行を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。

(有害図書等の指定及び販売等の制限)

第21条 何人も、図書等又は電気通信を利用して得た影像若しくは音声でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、聞かせ、若しくは読ませ、又は販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないように努めなければならない。

- 2 知事は、図書等の内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。
- 3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定について準用する。
- 4 前条第1項第1号の規定に該当する図書等（第2項の規定により指定された図書等を除く。）で、次に掲げるものは、青少年に有害な図書等とする。
 - 一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した場面で規則で定めるものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が合わせて10ページ以上のもの又は当該刊行物の総ページ数の十分の一以上を占めるもの（当該刊行物の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）
 - 二 電磁的記録に係る記録媒体その他これらに類するもの（以下「記録媒体等」という。）であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものを収録する時間が合わせて3分以上であるもの又は当該場面の数が10以上であるもの（当該記録媒体等の内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）
- 5 図書等の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書等販売業者等」という。）は、第2項の規定により指定された図書等又は前項の規定に該当する図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 6 図書等販売業者等は、有害図書等を陳列するときは、間仕切り等によって仕切られた場所等への陳列その他の規則で定める方法により、当該有害図書等を他の図書等（次条第2項の表示図書等を除く。）と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- 7 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。
- 8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 9 前3項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に有害図書等が陳列される場合は、適用しない。

（表示図書等に係る努力義務）

- 第21条の2 図書等の発行を業とする者は、その発行する図書等の内容について、図書等の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理規程等により自主規制を行うもの又は自らが、第20条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等に、青少年に見せ、聞かせ又は読ませることが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。
- 2 図書等販売業者等は、前項に規定する表示をした図書等（有害図書等を除く。以下「表示図書等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けないように努めなければならない。
 - 3 図書等販売業者等は、表示図書等を陳列するときは、当該表示図書等を他の図書等（有害図書等を除く。）と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借

受けを禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(青少年のインターネット接続機器利用に係る保護者等の責務)

第22条 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）又は青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）の利用により、インターネットと接続する機能を有する機器を適切に管理し、青少年が当該機器を使用して青少年有害情報（同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を閲覧し、又は視聴することがないように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用を適切に管理するように努めなければならない。

2 保護者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。

3 インターネット接続役務提供事業者（環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とするものは、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

第22条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の規則で定める事項を説明するとともに、当該事項を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として締結されていた携帯電話インターネット接続役務（環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。第22条の3第2項において同じ。）の提供に関する契約の内容を変更し、又は更新する場合であつて、引き続き青少年有害情報フィルタリングサービスを利用する旨の申出があつたときは、この限りでない。

2 保護者は、前項本文の規定により説明書の交付を受けた場合において、環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、又は環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有

効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次条第2項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、規則で定める事項を記載した書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により書面等の提出を受けた場合は、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日（当該青少年が他の法令により成年者と同一の能力を有することとなった日を含む。）のいずれか早い日までの間、当該書面等又は当該書面等（書面に限る。）に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者に対する説明等に係る勧告等）

第22条の3 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条第1項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受け、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置が講じられていない特定携帯電話端末等（環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を使用していると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わなかったときは、住所、氏名又は名称及びその勧告内容を公表することができる。

- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（インターネットの利用をさせる営業を営む者の責務）

第22条の4 客にインターネットの利用をさせる営業で区画された客席を設けて営むものを営む者は、青少年にインターネットの利用をさせる場合は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧又は視聴を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（インターネットの適切な利用に関する啓発等）

第22条の5 県は、インターネット接続役務提供事業者その他の者と連携し、青少年によるインターネットの適切な利用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

（有害がん具類等の指定及び販売等の制限）

第23条 何人も、がん具類等で次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないように努めなければならない。

- 一 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を害するおそれが

あるもの

- 二 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 2 知事は、がん具類等が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に有害ながん具類等として指定することができる。
- 3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定について準用する。
- 4 第1項各号のいずれかに該当するがん具類等（第2項の規定により指定されたがん具類等を除く。）で、次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類等とする。
 - 一 圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具類で規則で定める機能を有するもの
 - 二 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 5 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、第2項の規定により指定されたがん具類等又は前項の規定に該当するがん具類等（以下「有害がん具類等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

（自動販売機等による有害図書等及び有害がん具類等の販売の制限等）

- 第24条 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者及びこの者から図書等又はがん具類等を自動販売機等に収納することの委託を受けた者（以下「自動販売機等業者」という。）は、有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。
- 2 自動販売機等業者は、自動販売機等に収納されている図書等又はがん具類等について第21条第2項又は前条第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又は当該がん具類等を撤去しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機等が設置されている場合は、適用しない。
 - 4 知事は、第1項の規定に違反した者又は第2項の規定に違反している者に対し、第21条第2項又は前条第2項の規定により指定された有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置をとることを命ずることができる。

（図書等及びがん具類等の自動販売機等への収納の制限）

- 第25条 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、第20条第1項各号のいずれかに該当する図書等又は第23条第1項各号のいずれかに該当するがん具類等を自動販売機等に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所については、この限りでない。
- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
 - 二 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - 三 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - 四 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
 - 五 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

六 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

(自動販売機等の設置の届出等)

第26条 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者は、図書等又はがん具類等(第23条第1項第2号に該当するものに限る。次項において同じ。)を収納する自動販売機等を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置する日の15日前までに、自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び電話番号

二 自動販売機等を管理する者の住所、氏名及び電話番号

三 自動販売機等の設置場所

四 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第2号の自動販売機等を管理する者は、当該自動販売機等の所在する市町村に住所を有し、常に連絡をとることができる者で、当該自動販売機等に収納している図書等又はがん具類等について第21条第2項又は第23条第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又はがん具類等を撤去することができるものでなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機等の表面の見やすい箇所に、同項第1号及び第2号に規定する事項を表示しなければならない。

(有害広告物の掲示の制限)

第27条 何人も、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条に規定する屋外広告物又は屋内に掲示する広告物(以下「広告物」という。)でその内容が第20条第1項各号のいずれかに該当するものを掲示しないように努めなければならない。

2 知事は、広告物の内容が第20条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に当該広告物の除去又は内容の変更を命ずることができる。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の命令について準用する。

(宣伝文書等の掲示及び配置の制限)

第28条 何人も、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあると認められる内容で規則で定めるものを記載した文書、図面その他の物品で広告又は宣伝の用に供されるもの(以下「宣伝文書等」という。)を電話ボックスその他の規則で定める場所に掲示し、又は配置してはならない。

2 知事は、前項に規定する宣伝文書等に係る営業を営む者又はその者から委託を受けた者が、同項の規定に違反して宣伝文書等を掲示し、又は配置している場合は、当該宣伝文書等に係る営業を営む者に対し、当該宣伝文書等の除去その他の必要な措置を命ずることができる。

(青少年に対する利用カード等の販売等の禁止)

第29条 何人も、青少年に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「ツーショットダイヤル等営業」という。）に関して提供する役務を利用するために必要な情報（電話番号、暗証番号、会員番号その他の記号をいう。以下「利用情報」という。）若しくは利用情報を表示した文書その他の物品（以下「利用カード」という。）を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用情報を教示してはならない。

（自動販売機への利用カードの収納の制限）

第30条 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機が設置されている場合は、この限りでない。

（利用カードの自動販売機の設置の届出等）

第31条 前条ただし書に規定する場合において、自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、自動販売機を設置する日の15日前までに、自動販売機ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- 二 自動販売機を管理する者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- 三 自動販売機の設置場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、公安委員会規則で定めるところにより、15日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機の表面の見やすい箇所に、同項第1号及び第2号に規定する事項並びに青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を表示しなければならない。

（ツーショットダイヤル等営業及び利用カードの販売に係る広告物等の制限）

第32条 何人も、風適法第31条の13第1項及び風適法第31条の18第1項において準用する風適法第28条第5項に規定する広告制限区域等（以下「広告制限区域等」という。）において、ツーショットダイヤル等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告物を表示してはならない。ただし、風適法第31条の12第1項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合には、この限りでない。

2 何人も、広告制限区域等において、ツーショットダイヤル等営業に係る名称、所在地若しくは電話番号又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を記載した宣伝文書等を頒布し、又は人の住居に配り、若しくは差し入れてはならない。ただし、風適法第31条の12第1項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の内部において

宣伝文書等を頒布する場合については、この限りでない。

- 3 前2項の規定は、風適法第31条の13第1項又は風適法第31条の18第1項において準用する風適法第28条第5項の規定が適用される場合については、適用しない。

(警察職員の中止命令等)

第33条 警察官及び少年補導職員（以下「警察職員」という。）は前条第1項又は第2項の規定に違反する行為を現に行っている者に対し、その行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

(公安委員会の除却命令等)

第34条 公安委員会は、第32条第1項又は第2項の規定に違反する行為を行った者（その者がツーショットダイヤル等営業を営む者又は利用カードの販売を業とする者（以下この条において「営業者」という。）の代理人、使用人その他の従業者であって、その営業者の業務に関し当該違反行為を行ったときは、その営業者を含む。）に対し、当該違反行為に係る広告物の除却、宣伝文書等の配布の禁止その他必要な事項を命ずることができる。

(青少年のツーショットダイヤル等営業の利用の禁止)

第35条 何人も、青少年にツーショットダイヤル等営業を営む場所に立ち入らせ、ツーショットダイヤル等営業に係る電話番号に電話をかけさせ、又は宣伝文書等を受け取らせないよう努めなければならない。

(深夜遊技場等への立入りの禁止)

第36条 興行を主催する者又は客に遊技を行わせる営業で規則で定めるもの（以下「遊技業等」という。）を営む者（以下「遊技業者等」という。）は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

- 2 遊技業者等は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(いん行又はわいせつ行為の禁止)

第37条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、見せ、又は聞かせてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第37条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求めること。
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくは

その供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

(有害行為のための場所の提供等の禁止)

第38条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 いん行若しくはわいせつ行為又はこれらの行為を教え、見せ、若しくは聞かせる行為
- 二 とばく又は暴行
- 三 飲酒又は喫煙
- 四 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の不正な使用
- 五 向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第6号に掲げる向精神薬をいう。以下同じ。）の不健全な使用
- 六 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品等で規則で定めるもの（以下「特定薬品等」という。）の不健全な使用

(非行助長行為の禁止)

第39条 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条、第17条、第20条、第25条の2、第68条若しくは第76条第4項の規定に違反する行為を行うように指示し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。

- 2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする前項に規定する行為を行うことを目的とする集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、これらの行為を行うことを目的とする集団に加入することを強要し、若しくは勧誘し、若しくはこれらの行為を行うことを目的とする集団から脱退することを妨害してはならない。

(青少年への勧誘行為等の禁止)

第39条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を買い受け、交換し、若しくは売却する委託を受け、又はこれらの行為に係る勧誘をすること。
- 二 接待飲食等営業（風適法第2条第1項第1号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。
- 三 性風俗関連特殊営業（風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において、客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第40条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はその周旋をしてはならない。

(家出等の疑いがある青少年の保護)

第41条 何人も、保護者に同伴されず、かつ、その挙動その他周囲の事情から、明らかに家出した疑いがあり、又は自殺するおそれ若しくは何らかの犯罪の被害者となるおそれがある

と認められる青少年を発見したときは、速やかに警察署、児童相談所、福祉事務所その他の関係機関（以下「警察署等関係機関」という。）に通知するように努めなければならない。

- 2 人を雇用しようとする者又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業を営む者は、前項の青少年が雇用されることを申し込み、又は客として宿泊したときは、速やかにその旨を警察署等関係機関に届け出なければならない。

（特定薬品等の販売等の制限）

- 第42条 何人も、不健全に使用することを知って青少年に特定薬品等を販売し、又は授与してはならない。

（酒類、たばこ販売に係る環境の整備）

- 第43条 酒類（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類をいう。）又はたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこをいう。）の販売を業とする者は、その事業活動に関し、青少年が酒類及びたばこを入手できない環境の整備に自ら努めるとともに、県が実施する青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

- 2 酒類又はたばこの自動販売機を設置し、又は管理する者（次項において「設置者等」という。）は、青少年による自動販売機の利用を防止するため、自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するように努めなければならない。
- 3 設置者等は、屋外に設置する自動販売機（成人識別装置（購入する者が成人であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備し、当該装置を常時作動させているたばこの自動販売機を除く。）による販売を午前5時から午後11時までとするように努めるものとする。

（保護者等への通知）

- 第43条の2 何人も、青少年が向精神薬又は特定薬品等を使用したことにより応急の救護を要すると認められる状態になっているのを知ったときは、速やかにその旨を警察署等関係機関に通知しなければならない。

- 2 何人も、次に掲げるときは、保護者又は警察署等関係機関に通知するよう努めなければならない。
 - 一 青少年の非行が行われ、又は行われるおそれがあると認めたとき。
 - 二 青少年が向精神薬又は特定薬品等を不健全に使用していると認めたとき。

第4章 大分県青少年健全育成審議会

- 第44条 次に掲げる事務を行うため、大分県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 第14条の規定による優良な興行等の推奨、第20条の規定による有害な興行の指定、第21条の規定による有害な図書等の指定及び第23条の規定による有害ながん具類

等の指定について意見を述べること。

二 その他青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議すること。

- 2 審議会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に、第1項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第5章 雑則

(立入り、調査等)

第45条 知事の指定した者又は警察官は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業の時間内において、質屋、古物商、興行場その他の営業の場所に立ち入り、調査し、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に質問することができる。

- 2 知事の指定した者又は警察官は、前項の規定による立入り、調査等を行うときは、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り、調査等は、必要最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げないように努めなければならない。

(施行規則)

第46条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第47条 第37条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 第37条第2項又は第40条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
 - 一 第21条第8項、第24条第4項、第27条第2項又は第28条第2項の規定による知事の命令に違反した者
 - 二 第33条の規定による警察職員の命令に違反した者
 - 三 第34条の規定による公安委員会の命令に違反した者
 - 四 第38条の規定に違反した者
- 4 第37条の2の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第20条第4項の規定に違反して有害興行を青少年に見せ、又は聞かせた者
 - 二 第21条第5項、第24条第1項若しくは第2項、第28条第1項、第29条、第30条、第36条第1項又は第42条の規定に違反した者
 - 三 第23条第5項の規定に違反して同条第1項第1号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者
 - 四 第26条第1項又は第31条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第17条第2項、第18条、第19条、第39条第1項又は第39条の2の規定に違反した者
 - 二 第20条第4項の規定による掲示をしなかつた者
 - 三 第23条第5項の規定に違反して同条第1項第2号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者
 - 四 第45条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定により資料の提出を求められた場合に、正当な理由がなくこれに応ぜず、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をなした者
- 7 第17条第2項、第18条、第19条、第20条第4項、第21条第5項、第23条第5項、第29条、第36条第1項、第37条、第38条、第39条第1項、第39条の2、第40条又は第42条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項、第3項第4号、第5項第1号、第2号（第24条第1項若しくは第2項又は第30条の規定に係る部分を除く。）若しくは第3号又は前項第1号若しくは第3号の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

（青少年に対する免責）

第49条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

附 則

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定（「第11条の2第5項」を「第11条第7項、第11条の2第5項」に改める部分は除く。）は、同年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者であつて、この条例の施行の際現に自動販売機等を設置しているものは、改正後の第11条の5第1項に規定する自動販売機等を設置しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「設置する日の15日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」とする。
- 3 前項の規定により届出をした者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から6月を経過する日までの間は、改正後の第11条の4の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際現にツーショットダイヤル等営業を営んでいる者については、改正後の第12条の2第1項に規定するツーショットダイヤル等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「営業を開始する日の30日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」とする。
- 5 前項の規定により届出をした者で改正後の第12条の3第1項に規定する区域内でツーショットダイヤル等営業を営んでいるものの当該ツーショットダイヤル等営業については、施行日から2年を経過する日までの間は、同項の規定は適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の第12条の6第1項に規定する利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「設置する日の15日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」とする。
- 7 前項の規定により届出をした者については、改正後の第12条の3第1項に規定する区域内で利用カードを販売している場合は施行日から6月を経過する日までの間、同項の区域の外で利用カードを販売している場合は施行日から5年を経過する日までの間は、改正後の第12条の5の規定は適用しない。
- 8 この条例の施行の際現に表示されている広告物については、施行日から3月を経過する日までの間は、改正後の第12条の7第1項の規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の青少年のための環境浄化に関する条例第12条の6第1項の規定により届け出て自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の青少年のための環境浄化に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条の4第1項の規定による届出をした者とみなす。

3 この条例の施行の際現に表示されているツーショットダイヤル等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告物については、この条例の施行の日から1月を経過する日までの間は、改正後の条例第12条の5第1項の規定は適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第11条の3第3項及び第12条の3の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

(大分県青少年問題協議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 大分県青少年問題協議会設置条例(昭和28年大分県条例第77号)

二 青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例(平成13年大分県条例第41号)

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第1条（大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第2条の表及び第13条の改正規定を除く。）、第2条及び第3条並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

青少年の健全な育成に関する条例施行規則

(昭和41年大分県規則第69号)

(趣旨)

第1条 この規則は、青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定興行の掲示)

第2条 条例第20条第4項の規定による掲示は、第1号様式によるものとする。

(有害図書等)

第3条 条例第21条第4項第1号及び第2号の規則で定める写真又は場面は、次の各号のいずれかを被写体とし、又は描写したものとする。

一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな^{たい}姿態で次のいずれかに該当するもの

- イ 大腿部を開いた^{たい}姿態
- ロ 陰部、^{でん}臀部、^{たい}大腿部又は女性の胸部を誇張した^{たい}姿態
- ハ 自慰の^{たい}姿態
- ニ 愛撫の^ぶ姿態
- ホ 排泄の^{せつ}姿態
- ヘ 緊縛された^{たい}姿態

二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- イ 男女間の性交又は性交を連想させる行為
- ロ 同性間の性行為
- ハ 強姦^{かん}その他のりよう辱行為
- ニ 変態性欲に基づく性行為

(有害図書等の陳列の方法等)

第4条 条例第21条第6項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書等（条例第21条第5項に規定する有害図書等をいう。以下同じ。）を陳列する方法

二 他の図書等（条例第21条第6項に規定する他の図書等をいう。次号において同じ。）

を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に有害図書等を陳列する方法

三 他の図書等を陳列する棚の背面に棚を設置して有害図書等を陳列する方法

四 棚板の前面から10センチメートル以上張り出す仕切板（透視できない材質のものに限る。）を設け、当該仕切板と仕切板の間に有害図書等を陳列する方法

五 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列する方法

六 前各号に掲げる陳列方法を採ることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により有害図書等を容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する方法

2 条例第21条第6項及び条例第21条の2第3項の掲示は、第2号様式によるものとする。

（陳列場所等の変更等の勧告）

第5条 条例第21条第7項の規定による有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は同条第六項の掲示をすべきことの勧告は、第3号様式によるものとする。

（勧告に従うべきことの命令）

第6条 条例第21条第8項の規定による勧告に従うべきことの命令は、第4号様式によるものとする。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）

第6条の2 条例第22条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。

二 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービス（条例第22条第1項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。次条において同じ。）を利用しない旨の申出又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（条例第22条の2第2項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次条において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第22条の2第2項に規定する書面等を提出する必要があること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面等の記載事項)

第6条の3 条例第22条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の住所、氏名及び電話番号
- 三 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話端末等（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）の番号又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない特定携帯電話端末等（条例第22条の3第2項に規定する特定携帯電話端末等をいう。）の番号
- 四 保護者が条例第22条の2第1項の説明等を受けた旨

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者に対する説明等に係る勧告)

第6条の4 条例第22条の3第1項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し必要なことを講ずべきことの勧告は、第3号様式によるものとする。

(有害がん具類等)

第7条 条例第23条第4項第1号の規則で定める機能は、発射時に0.05キログラムメートル毎平方センチメートル（弾丸、矢その他これに類するもの（以下「弾丸等」という。）を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から3メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚を貫通する力）以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができる機能とする。

2 条例第23条第4項第2号の規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有するもの
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの（避妊用品を除く。）
- 三 専ら性的感情を著しく刺激することを目的にした下着類
- 四 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(撤去命令等)

第8条 条例第24条第4項の規定による有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置の命令は、第5号様式によるものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第9条 条例第25条第6号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（専ら18歳以上の者を対象とするものを除く。）
- 二 主として青少年の研修、宿泊又はスポーツの用に供する次に掲げる施設
 - イ 別表に掲げる研修宿泊施設
 - ロ 公立のスポーツ施設

(自動販売機等の設置の届出等)

第10条 条例第26条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（第6号様式）に自動販売機等により図書等又はがん具類を販売し、又は貸し付けることを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）及び自動販売機等を管理する者に係る住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付したものを提出して行うものとする。

2 条例第26条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 自動販売機等の型式及び製造番号
- 二 自動販売機等を設置しようとする場所の周囲200メートルの見取図

3 条例第26条第3項の規定による届出事項の変更又は廃止の届出は、自動販売機等／変更／廃止／届出書（第7号様式）によるものとする。この場合において、当該変更の内容が自動販売機等業者又は自動販売機等を管理する者の住所又は氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付しなければならない。

(除去命令等)

第11条 条例第27条第2項の規定による有害広告物の除去及び内容変更の命令は、第8号様式によるものとする。

(宣伝文書等の内容等)

第11条の2 条例第28条第1項の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第3条各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの
 - 二 第7条第2項各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの
 - 三 営業者の設けた店舗以外の場所において、専ら、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させる、人の衣服を脱いだ姿態、水着姿、各種制服姿等の写真若しくは図画又は文字等を掲載したもの
- 2 条例第28条第1項の規則で定める場所は、次に掲げるものとする。ただし、当該場所が法令により青少年の立入りが禁止されている場所の中に存する場合を除く。
- 一 公衆電話及びその附属設備の設置場所
 - 二 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園及び市町村が管理する公園
 - 三 公衆便所
 - 四 乗合自動車の停留所
- 3 条例第28条第2項の規定による宣伝文書等の除去その他の必要な措置の命令は、第8号様式の2によるものとする。

（深夜立入りを禁止する遊技業）

第12条 条例第36条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

- 一 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項第5号に掲げる営業を除く。）
- 二 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業
- 三 設備を設けて客に玉突きを行わせる営業
- 四 区画された客席を設けて客に主に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業（風適法第2条第1項第3号に掲げる営業を除く。）

（特定薬品等）

第12条の2 条例第38条第6号の規則で定める特定薬品等は、次に掲げるものとする。

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品

二 塩酸エフェドリン及びその製剤

三 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）及び有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。）

（審議会の会長等）

第13条 大分県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第十四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第15条 条例第44条第5項に規定する部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。

（審議会の庶務）

第16条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

（会長への委任）

第17条 第13条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（立入調査を行う者の指定）

第18条 条例第45条第1項の規定による指定は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- 一 生活環境部私学振興・青少年課の職員
- 二 児童相談所の職員
- 三 保健所の職員
- 四 教育関係の職員
- 五 少年補導職員
- 六 その他特に必要と認める職員

(証明書)

第19条 条例第45条第2項に規定する証明書は、第9号様式によるものとする。

附 則

この規則は、昭和41年6月15日から施行する。

附 則(昭和48年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年規則第48号)

この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則(昭和53年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第58号)

この規則は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則(昭和55年規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第12号)

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第23号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第13号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第88号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大分県青少年問題協議会運営規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 大分県青少年問題協議会運営規則（昭和29年大分県規則第8号）

二 青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例施行規則（平成13年大分県規則第82号）

附 則（平成18年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第41号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第9条第1号、第2号様式（「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改める部分に限る。）、第3号様式及び第4号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第44号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第39号）

この規則は、平成26年6月12日から施行する。

附 則（平成26年規則第57号）

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成28年規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第80号）

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成29年規則第27号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

名称	所在地
由布市湯布院スポーツセンター	由布市湯布院町川西 1200-1
大分県立香々地青少年の家	豊後高田市香々地 5151
大分県立九重青少年の家	玖珠郡九重町大字田野 204-47
大分県マリンカルチャーセンター	佐伯市蒲江大字竹野浦河内
大分市立のつはる少年自然の家	大分市大字荷尾杵 1097-26
別府市立少年自然の家おじか	別府市大字別府字小鹿 4374
佐伯市蒲江青少年海の家	佐伯市蒲江大字波当津浦
日田市前津江町ふるさとの家	日田市前津江町大野 64
湯布院自然の家ゆふの丘プラザ	由布市湯布院町川西 1200-8
竹田市祖母山麓体験交流施設あ祖母学舎	竹田市大字神原 13
由布市交流体験施設庄内ゆうゆう館	由布市庄内町畑田 851

※ 様式については省略